

帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（素案）について

1. 概要

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」が一部改正されます。

地域密着型サービス事業に係る人員・設備・運営等に関する基準等については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」並びに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）」が公布され、介護保険法が一部改正されたことに伴い、市町村の条例に委任されていることから、「帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」について、併せて一部改正を行うものです。

2. 帯広市が条例を一部改正する基準等

(1) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」並びに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、介護保険法が一部改正されたことに伴い、市町村の条例に委任された基準等は以下のとおりです。

① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

条例に委任

① 帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

② 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

条例に委任

② 帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

基準省令の一部改正に併せて、条例を一部改正する。

- ・ 指定地域密着型通所介護（利用定員 18 名まで）の創設
- ・ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護における運営基準の追加（地域との連携等（運営推進会議の設置義務））

3. 条例の一部改正（素案）の基本方針

現行の条例は、目的達成のための必要最低限の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者は、基準条例を遵守することで適切な事業運営を行っていることから、一部改正された基準省令どおりに条例を一部改正するものです。

なお、基準省令の改正内容は現時点では公布されていないため、意見募集時点のものとなるもの。公布に際して一部内容が変更されることが考えられますが、軽微な変更であった場合は、条例は基準省令に準拠するものです。

4. 帯広市独自基準との整合性

条例の一部改正にあたっての基本方針は上記のとおりですが、現行の条例においては、非常災害対策に係る独自基準を定めていることから、この度の省令改正に伴い創設される地域密着型通所介護サービスに対しても当該独自基準を適用し、既存の地域密着型サービスと整合性を図るものです。

5. 北海道独自基準との整合性

北海道において通所介護事業所の事故発生時対応に係る独自基準が定められていますが、権限委譲となる地域密着型通所介護事業所については、道との協議により適用除外とし、市の条例に規定を設けないものです。

6. 条例の一部改正に関する基準類型（3区分）

条例で定める基準については、厚生労働省令で次のとおり区分されています。

類 型	意 味
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
標 準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

7. スケジュール

平成28年	2月	4日～	パブリックコメント 実施（2月16日まで）
平成28年	2月	5日	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令公布
平成28年	2月	8日	厚生委員会 報告
平成28年	2月	24日	帯広市健康生活支援審議会 パブリックコメント結果報告
平成28年	2月	25日	帯広市地域密着型サービス運営委員会 パブリックコメント結果報告
平成28年	3月	1日	帯広市議会定例会へ条例（案）提案
平成28年	4月	1日	条例施行（予定）

8. 条例の一部改正にあたっての国等の基準（市町村の条例に委任する基準）

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
第78条の2第1項、第4項、第5項、第115条の12第2項、第3項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚労省令第34号）
- (3) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚労省令第36号）
- (4) 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）

**「帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例」(素案)の概要**

類 型	厚生労働省令 (国の基準)	条例改正案 (市の基準)
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地域密着型通所介護 従業者の員数、管理者、事故発生時の対応、内容及び手続の説明及び同意 (一部)、提供拒否の禁止、秘密保持等、設備及び備品等 (指定療養通所介護の一部) 	国の基準どおり。
標準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地域密着型通所介護 利用定員 (指定療養通所介護のみ) 	国の基準どおり。
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地域密着型通所介護 基本方針、設備及び備品等 (指定療養通所介護の一部を除く)、心身の状況等の把握、利用料等の受領、基本取扱方針、具体的取扱方針、介護計画の作成、管理者の責務、運営規定、勤務体制の確保等、定員の遵守、衛生管理等、地域との連携等、記録の整備、内容及び手続の説明及び同意 (一部)、サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認、要介護認定の申請に係る援助、指定居宅介護支援事業者との連携、法定代理受領サービスの提供を受けるための援助、居宅サービスの提供に沿ったサービスの提供、居宅サービス計画等の変更の援助、サービス提供の記録、保険給付の請求のための証明書の交付、利用者に関する市町村への通知、掲示、広告、指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理、会計の区分、緊急時等の対応、趣旨 (指定療養通所介護のみ)、緊急時対応医療機関 (指定療養通所介護のみ)、安全・サービス提供管理委員会の設置 (指定療養通所介護のみ) ・ 指定認知症対応型通所介護 地域との連携等 (運営推進会議の設置義務)、記録の整備 ・ 指定地域密着型通所介護 非常災害対策 	<p>国の基準どおり。</p> <p>国の基準に、以下のとおり、帯広市の独自基準を追加する。</p> <p>非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。</p>

「帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」(素案)の概要

類 型	厚生労働省令 (国の基準)	条例改正案 (市の基準)
参酌すべき基準	・ 指定介護予防認知症対応型通所介護 地域との連携等 (運営推進会議の設置義務)、記録の整備	国の基準どおり。

パブリックコメント意見募集の結果公表

帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（素案）に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございます。

寄せられたご意見等について検討した結果、（素案）の修正は行わず原案どおりとして策定することとしました。

【意見募集結果】

案 件 名	帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(素案)		
募 集 期 間	平成28年2月4日(木)～平成28年2月16日(火)		
意 見 の 件 数 (意見提出者数)	2件(1人)		
意 見 の 取 り 扱 い	修正	案を修正するもの	0件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	0件
	参考	今後の参考とするもの	0件
	その他	意見として伺ったもの	2件
意 見 の 受 け 取 り	持参		0人
	郵送		0人
	ファクス		0人
	電子メール		1人

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
介護保険の基本理念が「利用者本位」であるため、介護保険の基本理念の1つである「利用者本位のサービス提供」が、地域密着型通所介護の創設により利用できる事業所の選択肢が狭まり、その方にとって必要なサービスを受けることができなくなる恐れがある。小規模型通所介護から地域密着型通所介護への移行後における、他市町村からの新規受け入れに関する手続き等の緩和を要望する。	1	【その他】 他市町村の介護保険被保険者に係る地域密着型通所介護の利用につきましては、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に定める事項ではありませんので、素案の修正は行わず原案どおりに策定します。 また、地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように提供される介護サービスであり、他市町村の介護保険被保険者の利用は、止むを得ない理由がある場合に限り認めておりますので、他市町村の地域密着型サービス事業所の指定の同意の手続きは必要であると考えています。
地域密着型通所介護への移行後における、他市町村からの新規受け入れに関する手続きが煩雑になることにより、利用したい時にすぐ利用できる環境が整わない。近隣市町村との事前同意申請を不要とする協定締結の推進を要望する。	1	

【案件の最終案】

素案のとおり。